

交通事故調査分析センター

(警察庁交通局交通企画課)

1. 制度の概要

国家公安委員会は、道路交通法第 108 条の 13 の規定により同法第 108 条の 14 に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができると認められる法人を、全国に一を限って、指定することができることとされている。

2. 指定、登録等の基準

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)
(指定等)

第 108 条の 13 国家公安委員会は、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための調査研究等を行うことにより道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、交通事故調査分析センター(以下この章において「分析センター」という。)として指定することができる。

2 ~ 4 (略)
(事業)

第 108 条の 14 分析センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと。
- 二 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、前号に規定する調査(以下この章において「事故例調査」という。)に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること。
- 三 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと。
- 四 公安委員会が第 108 条の 26 の規定により講ずる措置に対して協力するため、第 2 号の規定による分析の結果又は前号の規定による分析の結果若しくは調査研究の成果を提供すること。
- 五 前号に掲げるもののほか、交通事故に関する知識の普及及び交通事故防止に関する意識の啓発を図るため、第 2 号の規定による分析の結果又は第 3 号の規定による分析の結果若しくは調査研究の成果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

六 外国における交通事故に関する調査研究機関との間において情報交換を行うこと。

七 前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

交通事故調査分析センターに関する規則(平成4年国家公安委員会規則第9号)

(指定の基準)

第1条の2 法第108条の13第1項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第108条の14各号に掲げる事業(以下この条において「分析センターの事業」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。

二 分析センターの事業を適正かつ確実にを行うため必要な経理的基礎を有すること。

三 分析センターの事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより分析センターの事業が不公正になるおそれがないこと。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人 交通事故総合分析 センター	平成4 年6月	東京都千代田区麹町6丁目6番地 (03-3515-2525)	交通事故調査分析センターに関する規則第1条第1項の規定に基づく申請があり、道路交通法第108条の14に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠
指定に係る事務・事業について料金等は徴収していない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成21年度)
改善すべき事項は特になし。

7. 政策評価

平成 23 年度末までに実施予定